

雇用保険の事業所非該当申請認可の弾力的運用について

令和 4 年 11 月 8 日

厚生労働省 職業安定局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

現行の取扱いについて

<1> 雇用保険制度においては、就労実態や離職理由など、的確に給付等を行う上で必要な事項を迅速かつ正確に確認するため、労務管理等を行う事業所（※）単位で適用し、被保険者に関する届出事務等を適用事業所単位で処理するよう定めている。

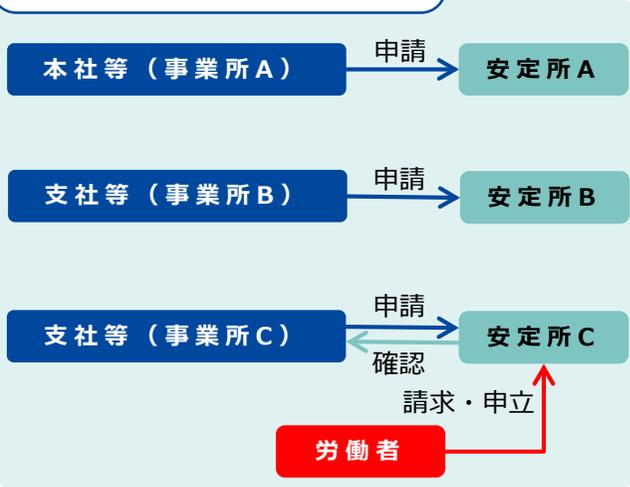
※事業所に該当するか否かは以下の基準により判断。

- ・ 場所的に他の（主たる）事業所から独立していること。
- ・ 経営（又は業務）単位としてある程度の独立性を有すること。すなわち、人事、経理、経営（又は業務）上の指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること。
- ・ 一定期間継続し、施設としての持続性を有すること。

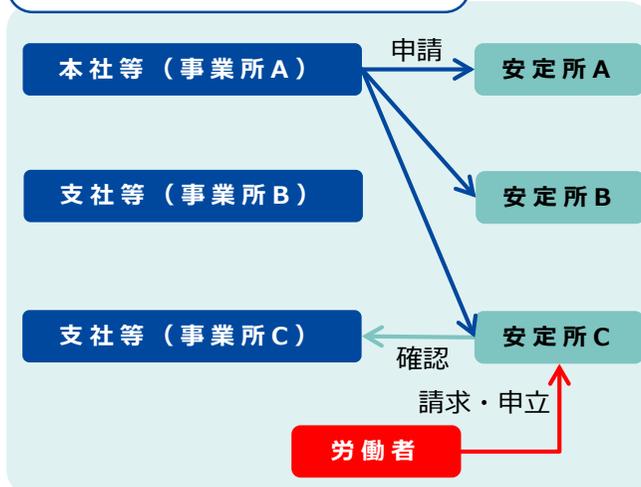
<2> 事業所非該当の取扱いを希望する事業主は、申請書を提出。申請を受けた公共職業安定所において、事業所に該当するか否かを決定。非該当承認を受けた事業所の雇用保険事務は、主たる事業所において一括して処理することとなる。

<3> なお、現行でも、個々の事業所が実際の申請事務を行うことは求められておらず、例えば、本社において各事業所の書類を作成し、事業主自らの名をもって、それぞれの管轄安定所に提出することも可能。

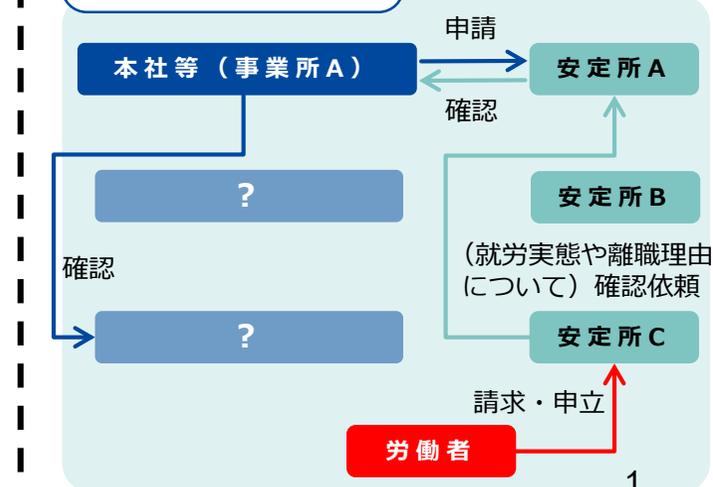
事業所で手続する場合<1>



本社等で手続する場合<3>



非該当の場合<2>



※事業主からの申請は、いずれも電子申請による手続が可能。

ご要望への対応の方向性

【対応方針】

- 現行でも、電子申請の仕組みを活用することで、本社等において一括して各事業所の書類を作成し、それぞれの管轄安定所に提出することは可能であるが、事務負担の軽減に向けた更なる取組を行っていく。
- しかし、的確に給付等を行う上で必要な事項を迅速かつ正確に確認し、労働者（被保険者）の保護を図る観点から、事業所の所在地や事業所ごとの労働者を把握する必要があるため、雇用保険の適用単位を変更することは適当ではない。

- 雇用保険の適用単位を拡大した場合、安定所から事業所への確認に時間を要することや正確な確認ができないことで、労働者に不利益が生じる場合がある。
- 地域ごとの実情が把握できなくなり、きめ細かな雇用対策を講じることが困難となる。
 - 各事業所ごとの被保険者数、求人数等が把握困難となり、地域の実態を反映した統計や当該データに基づいた制度設計、給付ができない。